

社会福祉法人春生会  
短期入所生活介護及び介護予防短期入所介護事業所運営規程  
(ショートステイあさひが丘 運営規程)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 春生会が開設するショートステイあさひが丘（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理、運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ショートステイあさひが丘
- ② 所在地 春日井市神屋町1306番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
  - 医師 1名（非常勤兼務）
  - 生活相談員 2名以上（常勤兼務）
  - 看護職員 3名以上

介護職員 37名以上

管理栄養士 1名（常勤兼務）

機能訓練指導員 1名（非常勤兼務）

事務等 1名以上

従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

（利用定員）

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

- ① 併設利用型 20名
- ② 空床利用型 特別養護老人ホームの定員100名以内

（短期入所生活介護の内容及び利用料等）

第6条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、法に定められた割合の額とする。

- ① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
  - ② 日常生活動作の機能訓練
  - ③ 健康チェック
  - ④ 送迎
  - ⑤ 夜間看護体制
- 2 滞在費（居室利用料）は、別紙のとおりとする。
- 3 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。
- ① 実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルあたり50円
- 4 食費は、別紙のとおりとする。
- 5 利用者が選定する特別な食事（寿司、バイキングなど）の提供を行ったことに伴い必要となる費用。1回あたり上記4に加え200円～300円とする。
- 6 理美容代 実費になります。
- 7 電化製品設置利用電気料
- （居室内で個人的に使用を希望する電化製品を設置利用設置利用しようとする場合）
- 80円（1台1日あたり）
- （当施設の電化製品をレンタルし利用しようとする場合【テレビ、加湿器】）
- 160円（1台1日あたり）

8 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

9 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。尚、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族等に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

また、滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された1日あたりの金額と1日の摂取食事合計金額との何れか低い金額を1日あたりの料金とする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（苦情等発生時における対応方法）

第8条 利用者からの相談、苦情等に対応する窓口には生活相談員があたり、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。

- ① 春日井市全域
- ② 小牧市の以下の地域
- ③ 大草、大草一色、大草洞上、大草北、大草東、大草南、大草西、大草中、大草藤助、大草太良、大草七重、光ヶ丘、城山、桃ヶ丘、高根、篠岡、古雅、野口違井那、野口友ヶ根、野口高畑、野口柿花、野口島ノ田、野口中田、野口惣門、野口定道、野口、池之内、池之内赤堀、池之内道木、大山、林野原、林新外、林南、林中、林、林北、林西、本庄、小松寺)

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後6カ月以内

② 継続研修 年1回以上

2 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図る。

② 施設における虐待の防止のための指針を整備する。

③ 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人春生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成27年 8月 1日から改正する。

この規程は、平成28年 6月 1日から改正する。

この規程は、平成29年 4月 1日から改正する。

この規程は、平成30年 6月 1日から改正する。

この規定は、平成30年 7月 1日から改正する。

この規定は、平成30年 11月16日から改正する。

この規定は、令和 元年 6月 1日から改正する。

この規定は、令和 元年 10月 1日から改正する。

この規定は、令和 2年 6月 1日から改正する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から改正する。

この規則は、令和 6年 2月 1日から改正する。

この規程は、令和 6年 8月 1日から改正する。

但し、別紙1.滞在費及び食費 に関しては、令和3年8月1日から改正とする。

この規程は、令和 6年 12月 1日から改正する。 別紙

1. 滞在費及び食費は、以下の通りとする。

	負担限度額			第1～3段階 費用額	第4段階 費用額
	第1段階	第2段階	第3段階		
<b>【滞在費】</b>	880 円/日	880 円/日	1,370 円/日	2,066 円/日	3,400 円/日
<b>【食費】</b>	300 円/日	390 円/日	第3段階① 1000 円/日 第3段階② 1300 円/日	朝食 375 円/食 昼食 530 円/食 おやつ 70 円/食 夕食 470 円/食	

・・・滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された1日あたりの金額と1日の摂取食事合計金額との何れか低い金額を1日あたりの料金とする。